

## 安心のために、 緊急連絡先カードを持ちましょう

緊急時に備えて、

信頼できる人やかかりつけ医の連絡先を記入して携帯しておくことは、とても大切です。

大切な人が倒れたときや救急搬送されたときに、

「家族でない方にはお話しできません」と言われ、情報を得られないことがあります。

そうした場面でも、自分が知らせてほしい人の連絡先をカードに記入し、鞄や財布に入れておけば安心です。

病院や支援者も、連絡先があれば対応しやすくなります。

特に、性的少数者の方や単身で暮らす方にとって、このカードは大切な支えになります。

日常生活の“もしも”に備えて、ぜひご活用ください。

### 緊急連絡先カード

フリガナ	生年月日
氏名	年 月 日
本人住所	電話

### 緊急連絡先

No.1 氏名	電話
電話	携帯
No.2 氏名	電話
電話	携帯
No.3 氏名	電話
電話	携帯

### 医療情報

かかりつけ医
医師名
電話

制度としては利用可能であっても、担当者や現場の理解不足などにより、利用しづらさを感じる場合があるかもしれません。

そのようなときは、一人で悩まず、相談窓口や支援団体、地元で開催されるイベントなどに参加してご相談ください。

相談窓口や支援団体については、「相談対応者のためのレインボーガイドブック」「考えてみよう性の多様性って何のこと!?」で紹介していますので、ぜひご覧ください。



愛知県ホームページ  
性の多様性に関する  
相談対応者向けガイドブック  
若者向け啓発資料

【2026年2月発行】※掲載情報は発行時点の情報となり、変更される可能性があることをご了承ください。

発行：愛知県県民文化局人権推進課

TEL : 052-954-6749 FAX : 052-973-3582 Web : <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jinken/>

【監修】中京大学教養教育研究院 教授 風間孝

# LGBTQ と高齢期

誰もが安心して  
過ごせる老後を目指して



愛知県

# はじめに

Introduction



愛知県では、2022年に「愛知県人権尊重の社会づくり条例」を施行し、2024年には「愛知県ファミリーシップ宣誓制度」を開始するなど、性の多様性についての理解の増進に取り組んでいます。また、同年3月に策定した「あいち人権推進プラン」では、「交差する人権課題を踏まえた連携・協働の関係づくり<交差性>」を目標の一つに掲げています。

性的少数者の方々は、単身世帯やパートナーと2人のみの世帯が多く、子による生活支援を期待できない場合も少なくありません。また、性的少数者への偏見により、親など家族等の血縁者や地域とのつながりが希薄となり、孤立や生活上の困難に直面しやすい状況にあります。

こうした課題や困難は、「性的少数者の人権課題」と「高齢者の人権課題」が交差することで、より深刻かつ複雑になることが予想されます。

このガイドブックでは、「歳を重ねても安心して暮らせる社会」の実現をめざし、当事者の方々が高齢期に直面しやすい困難や、知っておくとよい情報をまとめています。また、当事者の方々だけでなく、医療・福祉関係者の皆様に向けて、性的少数者の方々をサポートするうえで理解していただきたいポイントも掲載しています。交差性の視点から人権課題を考え、すべての人の人権が尊重される社会づくりのきっかけとなることを願っています。

愛知県県民文化局人権推進課

## ガイドブックの見方

本ガイドブックで紹介する内容は、性的指向や性自認(SOGI)にかかわらず、すべての人が安心して暮らし、必要な支援につながる社会の実現をめざすものです。

本ガイドブックには、

- LGBTQ等の当事者やそのご家族に向けた内容
  - 医療・福祉関係者に向けた専門的な内容
  - すべての県民の方に向けた内容
- が含まれています。

それぞれのページには、主に想定している読者を示すラベル(「当事者向け」「医療・福祉関係者向け」「全体向け」)を付けています。知りたい内容を探す際に、ぜひご活用ください。

## INDEX

### 03 性の多様性に関する基本知識

全体向け

### 04 社会の流れ（国や地方自治体の主な動向）

全体向け

### 05 ファミリーシップ制度と婚姻の比較

当事者向け

### 06 “もしも”の時に困らないための行動ガイド

当事者向け

### 07 公正証書の意味と必要性

当事者向け

### 08 自分らしく備える！相続準備3つのポイント

当事者向け

### 09 安心して暮らすために — お金と生活のヒント —

当事者向け

### 10 これからの暮らしに備える5つのポイント

当事者向け

### 11 困ったときに役立つ！「社会保障制度」

当事者向け

### 12 自分らしい最期を託すための準備

当事者向け

### 13 身近にある“支え”を知っておく

医療・福祉関係者向け

### 14 ケアにかかわるすべての人へ

医療・福祉関係者向け

### 15 小さな工夫が大きな安心に — 現場でできること —

医療・福祉関係者向け

### 17 コラム / インタビュー

本ガイドブックでは「同性カップル」という言葉を使っています。

ここでは、レズビアンやゲイ、バイセクシュアルのカップルに加えて、トランスジェンダーで法令上の性別が未変更の方とその異性パートナーなど、法令上の性別のみが同性というカップルも含む語として使用します。

ただし、この表現は必ずしも当事者ご自身が大切にしている性のあり方や関係性を正確に表すものではありません。

違和感を持たれる方がいることを尊重しつつ、制度や法律上の課題をわかりやすく説明するための便宜的な用語として使用しています。

## 本ガイドブックについて

## ●セクシュアリティ(性のカタチ)を構成する要素

セクシュアリティ(性のカタチ)は複数の要素から構成され、各要素の組合せは様々であり一人一人の性のあり方は多様です。

性的指向 Sexual Orientation	性自認 Gender Identity	生物学的性 Biological Sex	性表現 Gender Expression
どのような性別の人を恋愛・性的対象とするのか。 異性に惹かれる人もいれば、同性や両性に惹かれる人や、他者に惹かれない人もいます。	自分自身の性別をどのように認識しているのか。 出生時に割り当てられた性と同じ性自認を持つ人もいれば、異なる性自認を持つ人もいます。	身体的構造の性を指す。生まれもった外性器・内性器等により判断されます。戸籍上の性別は、多くの場合、この生物学的性に基づいて出生時に割り当てられたものです。	服装、しぐさ、言葉づかいなどをどのように表現するのか。 性自認・生物学的性と同じ性表現を持つ人もいれば、異なる人もいます。

性的指向 Sexual Orientation	性自認 Gender Identity
L レズビアン 性自認が女性で恋愛・性的対象が女性の人	G ゲイ 性自認が男性で恋愛・性的対象が男性の人
B バイセクシュアル 恋愛・性的対象が男性と女性の両方の人	T トランスジェンダー 出生時に割り当てられた性別とは異なる性自認をもつ人

「LGBT」は、性的少数者を表す総称のひとつで、L…レズビアン、G…ゲイ、B…バイセクシュアル、T…トランスジェンダーの頭文字をまとめたものです。最近では、性的指向・性自認が定まっていない人や、あえて定めていない人を指すクエスチョンングの頭文字のQを加えた「LGBTQ」という言葉を使う場合もあります。日本における性的少数者の割合については、調査方法や性的少数者の定義が異なるため、調査により差異が見られますが、日本の人口の約3~8%（※）が、LGBT等の性的少数者と言われています。

LGBT2.6%・LGBTA3.5%・LGBTQA8.8%

※参考：厚生労働省国立社会保障・人口問題研究所「性的指向と性自認の人口学的構築—全国無作為抽出調査の実施」研究チーム「家族と性と多様性にかんする全国アンケート」（2023）より

SOGI(ソジ・ソギ)とは			
S	O	G	I
Sexual	Orientation	Gender	Identity
性的指向		性自認	

SOGIは、性的少数者だけが持っているというものではなく、誰もが持つ性のあり方を総称する概念です。Sexual Orientation(性的指向)は恋愛・性的対象がどの性になるのかを指し、Gender Identity(性自認)は自分の性別をどう認識しているのかを指します。セクシュアリティ(性のカタチ)はLGBT以外にも様々なカタチがあり、「LGBT」「LGBTQ」という言葉ではすべてのセクシュアリティを包括することができません。そのため、最近ではSOGIという概念を使う機会が増えています。

## ●LGBT以外にもセクシュアリティがあります

- アセクシュアル：他者に性的感情を抱かない人
- パンセクシュアル：性別や性自認に関わらず全てのセクシュアリティが恋愛・性的対象となる人
- ヘテロセクシュアル：恋愛・性的対象が異性の人
- (エックス)  
Xジェンダーまたはノンバイナリー：性自認が男性・女性のどちらとも明確に認識していない人
- シスジェンダー：出生時に割り当てられた性別と性自認が一致している人
- クエスチョニング：性的指向や性自認がまだはっきりとしていない人

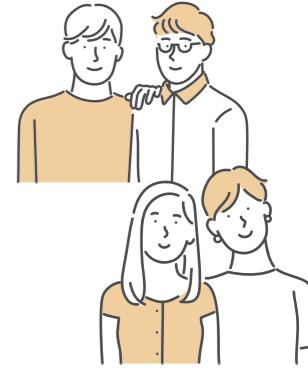
## ●トランスジェンダーと性同一性障害(性別不合)

「トランスジェンダー=性同一性障害」と捉えられるがちですが、同じではありません。性同一性障害とは、医療機関を受診し、出生時に割り当てられた性と性自認が一致しないと診断された人たちに対する診断名です。現在、医学では「性別違和」や「性別不合」という診断名が使用されるようになっています。日本では、2003年に成立した「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」によって、法令上の性別（戸籍など公的書類での性別の扱い）を変更する要件が定められています。医師2名以上による性同一性障害の診断書に加え、「生殖腺や生殖機能がないこと」など性別適合手術を行うことが性別変更の要件となっていましたが、現在では手術を伴わない性別変更が認められるケースも出てきています。トランスジェンダーの方の中には、自認する性で生活しているものの法令上の性別は変更していない人もいます。トランスジェンダーの方の中にも、様々な状況の方がいて、悩みや困りごとも人によって異なります。

性的少数者の方々が歳を重ねても安心して迎えられる社会の実現に向け、制度や人権施策の歩みをたどります

2002	法務省 「人権教育・啓発に関する基本計画」に「性的指向」を明記
2003	法務省 「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」公布
2012	内閣府 自殺総合対策大綱に「性的マイノリティに対する支援の充実」を明記
2014	厚生労働省 男女雇用機会均等法の指針を改正し「職場におけるセクシュアルハラスメントには、同性に対するものも含まれるものであること」を記載
2015	東京都渋谷区・世田谷区 「パートナーシップ制度」を導入
2016	愛知県 「あいち男女共同参画プラン2020」に「性的少数者への理解促進」を明記
2017	厚生労働省 男女雇用機会均等法のセクハラ指針を改正し「性的指向・性自認」を記載
2020	厚生労働省 パワハラ防止法(改正労働施策総合推進法)が施行され「性的指向・性自認」について明記
2022	愛知県 「愛知県人権尊重の社会づくり条例」を施行し、「性的指向・性自認の多様性」についての取組を推進することを明記
2023	内閣府 「LGBT理解増進法(性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律)」施行
2024	愛知県 「愛知県ファミリーシップ宣誓制度」を導入

## ●パートナーシップ制度・ファミリーシップ制度とは



パートナーシップ制度とは、地方自治体が同性のカップル等を「婚姻に相当する関係」と認める制度です。婚姻制度とは異なり、法律上の効力(相続、税金の控除など)が生じるものではありませんが、市民や事業者に性的少数者等に対する理解が広がり、誰一人取り残さないまちづくりを目指す目的で導入されています。日本では、2015年に東京都渋谷区、次いで世田谷区が制度を開始し、以降全国の自治体に同様の取り組みが広がっています。最近では、パートナーの子ども等も家族とみなすファミリーシップ制度への拡充や、自治体間の連携・協力も広がっています。愛知県内では、2019年に西尾市が初めてパートナーシップ制度を導入し、2024年4月に愛知県が、同性カップルに限らず、様々な事情により婚姻制度を利用できないカップル及びその御家族を対象とした「愛知県ファミリーシップ宣誓制度」を導入しました。

### 「愛知県ファミリーシップ宣誓制度」の利用事例の紹介

県の行政サービス	民間サービスの例
●県営住宅への入居	●生命保険 パートナーを保険金受取人に指定
●犯罪被害者等への支援	●損害保険 自動車保険・火災保険などでパートナーを「配偶者」と同等の補償対象に含める
●県立病院での面会など	●金融 住宅ローンでパートナーとペアローンや収入を合算しての申込みが可能
●図書館における代理人による利用カード申込みなど	●携帯電話 家族割引の適用
●里親制度における里親認定	
●県職員の福利厚生など	
愛知県ファミリーシップ宣誓制度利用者が利用できる市町村の行政サービスについては愛知県ホームページをご覧ください。	

パートナーシップ・ファミリーシップ制度を利用すると、自治体から公的に「パートナー」や「家族」として認められ、住宅の入居、病院での面会、住宅購入時のペアローン、家族割引など、生活の中で利用できる場面が増えます。

一方で、婚姻制度とは法的な効果が大きく異なり、相続や税制上の優遇措置(配偶者控除や贈与税の特例など)は認められていません。また、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓をしても、遺言書を作成していない場合、パートナーは相続できないといった制約があります。

	パートナーシップ・ ファミリーシップ制度	婚姻(法律婚)
医療行為の同意	△ 病院による	○
相続権	×	○
扶養控除など税制優遇	×	○
配偶者ビザ(国際カップル)	×	○
子どもの親権	一方のみ	○
遺族年金	×	○
保険の受取人指定	△ 控除は利用できず、 課税対象になる	○

パートナーシップ・ファミリーシップ制度は全国に広がりつつあり、暮らしの中で利用できる場面も少しづつ増えてきました。公営住宅と一緒に入居できたり、病院で面会が認められたりと、安心につながる行政サービスや民間サービスは増加しています。ただ、婚姻制度と同じ保障があるかといえば、そうではありません。

たとえば、病気や認知症で判断力が落ちたとき、パートナーが代わりに契約や財産の管理をすることは法律上できません。相続も同じで、パートナーは法定相続人(配偶者や子どもなど法律で相続の権利を持つ家族)には含まれないため、遺言書がなければ財産を受け継ぐことはできません。結果として、残されたパートナーが住んでいた家を手放すことになった、という話も耳にします。

こうした状況は、同性カップルにとって大きな負担になります。高齢のおひとりさまや親族と疎遠な方も同じです。もし頼れる人がいなければ、病気や介護のときに孤立しやすく、不安は増すばかりでしょう。さらに、HIV陽性の方やメンタルの不調を抱える方、経済的に厳しい状況の方では、課題がいくつも重なり、困難はより複雑になります。

誰でも、歳を重ねれば病気や介護、そして死去といった現実に向き合う時がきます。そのときに備えがあるかどうかで、安心感は大きく変わります。遺言書や任意後見契約、医療に関する意思表示、さらにはパートナーシップ合意契約を整えておくことが、暮らしを守る一歩になります。

次のページからは、そうした“もしもの”時に備えるために役立つ制度や準備について、具体的に紹介していきます。

## ●大切な人との関係と財産を守る「パートナーシップ合意契約」「遺言書」

パートナーシップ合意契約とは、同性カップルが今後の暮らしについての取り決めを文章にしたもので、法律上の婚姻届ではありませんが、二人の関係をきちんと形にして残す方法のひとつです。たとえば、家事や生活費の分担、持ち物や財産の管理方法、万一の際の連絡先や対応方法、医療に関する同意や面会など、具体的に取り決められる点が大きな特徴です。親族や周囲に理解してもらえない場合でも、緊急時に相手が動きやすくなる利点があります。個人で作成したり、司法書士、行政書士など専門家へ依頼する方法があります。ただし注意点もあり、この契約自体に相続や損害賠償などの法的拘束力はないということです。たとえば「財産をすべてパートナーに残す」と書いても、そのまま相続できるわけではありません。相続は法律上の配偶者や血縁に優先権があるため、財産を確実に渡したい場合には、遺言書(特に公正証書遺言)を合わせて作成することが不可欠です。

## ●病気のときに“こうしてほしい”を伝える「医療の意思表示」

厚生労働省の「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」では、「本人以外の者に病状説明を行う場合は、本人に対し、あらかじめ病状説明を行う家族等の対象者を確認し、同意を得ることが望ましい。この際、本人から申出がある場合には、治療の実施等に支障を生じない範囲において、現実に患者(利用者)の世話をしている親族及びこれに準ずる者を説明を行う対象に加えたり、説明を行う対象を家族の特定の人に対するものとすることができる」とあります。つまり、事前に「この人に説明してほしい」と伝えておけば、同性パートナーも医療の説明を受けられる可能性があるということです。発病時に意識があり、意思表示できる場合は自分でパートナーを指定することはできます。しかし、発病時に意識がない場合も想定されます。その場合、連絡先リストや医療情報をまとめた『緊急連絡先カード』を作成し、日常的に携帯しておく方法も有効です。カードには、連絡してほしい人の名前と連絡先・持病やアレルギー、服薬情報・医療に関する希望(延命治療の有無など)を書いておくと安心です。

## ●判断が難しくなったときの支え「任意後見契約」

任意後見契約とは、将来、認知症などで判断能力を失ってしまったときに備えて、自分が選んだ人(任意後見人)に代わりに行ってほしいことを契約で定めておく制度です。つまり「もしものときの代理人」を、元気なうちに自分で選べる仕組みです。大きく3つのことを任せることができます。具体的には、①本人の生活、②療養看護(生活・医療・介護に関する手続き)、③財産管理(財産や日常の支出の管理)です。任意後見契約は、具体的には、公証人が作成する、公正証書によって結ばれます。法律で「任意後見人に、ふさわしくない」とされる欠格事由に当たるまなければ、基本的に誰でもなることができます。パートナーや友人はもちろん、弁護士などの専門家、社会福祉法人やNPO法人といった第三者を選ぶことも可能です。

## ●自分の最期を決めておく「尊厳死宣言」

尊厳死宣言とは、病気が治る見込みがなく、死期が迫っている場合、自分の意思で治療を打ち切って延命措置をしない、自然な死を迎えることの意思表示のことです。この意思表示を、尊厳死宣言公正証書として事前に残すことで、自分の意思を明確に示すことができます。公証人が確認した意思表示となるため、単なるメモや私的な文書よりも信頼性が高く、医療現場でも「本人の真意」として尊重される可能性が高くなります。他にも、望まない治療を避けられる、家族やパートナーが判断を迫られず、精神的な負担を減らすことができるなどの利点があります。

## ●死後の手続きをパートナーに任せ「死後事務委任契約」

死後事務委任契約とは、自分が亡くなった後に必要な事務手続きを、信頼できる第三者に任せることのできる契約です。遺言書が「財産に関する事項」を決めるのに対し、死後事務委任契約は「死後に行ってほしい事務作業」をお願いするものです。第三者には、パートナーや友人だけでなく、弁護士や司法書士、行政書士など専門家への依頼も可能です。以下、主な死後事務委任契約の内容です。行政機関への手続き、葬儀や納骨の手続き、電気・ガス・水道料金の手続き、病院や介護施設への支払い、保険や年金などの手続き、家具などの遺品整理、SNSや会員サービスの解約、飼っていたペットの環境整備などがあります。死後事務委任契約を結んでおけば、パートナーに正式な権限が与えられ、安心して手続きを任せられます。

## ○公正証書とは

公正証書とは、公証人が作る、信用度の高い公式な文書です。個人や会社などの依頼（嘱託）を受け、公証人がその場で内容を確認し法律に沿って作成します。

公証人は、裁判官、検察官、弁護士等の法務実務に30年以上関わってきた人の中から法務大臣によって任命されます。公証人には守秘義務があり、法務大臣の監督を受けることとされています。手続きは「公証役場」で行い、全国に約300か所設置されています。公証役場とは公証人が執務する事務室のことと、公証役場には公証人が必ず1名以上配置され、業務量に応じて、事務員が複数人配置されています。

## ○同性カップルにとっての必要性

日本では同性婚が法的に認められていないため、長年一緒に暮らしても「家族」として扱われない場合があります。病院での面会や医療判断、遺産相続、葬儀の決定権などで壁に直面することも少なくありません。そこで有効なのが、公正証書を用いた契約や遺言です。

・遺言書	:財産を確実にパートナーへ残せる
・パートナーシップ合意契約	:生活上の権利や責任を明文化
・任意後見契約	:将来、判断力が低下したときにパートナーを後見人に指定
・尊厳死宣言や死後事務委任契約	:延命治療の意思や葬儀・納骨を誰に任せるかの明確化

これらを整えておけば、親族に理解がなくても「本人の意思」として病院や役所に示すことができます。

公正証書を作成する際には、公証人に必要な情報をすべて伝える必要があります。同性カップルの場合、「親しい友人」ではなく、婚姻関係と同等のパートナー関係であることをはっきり伝えることが大切です。性的指向や性自認などは、第三者に話すことに抵抗があるかもしれません、公証人には守秘義務がありますし、情報を隠してしまうと、不完全な文書になるリスクがあるので注意が必要です。

弁護士に文面作成や公証人とのやりとりを依頼することもできます。

## Interview

インタビュー

### “もしも”の時に備えて。 LGBTQ当事者に伝えたいエンディングノート活用術



大橋運輸株式会社 代表取締役  
鍋嶋 洋行 氏

LGBTQフレンドリーな職場づくりや、生前整理・遺品整理に取り組む大橋運輸株式会社。

今回は、同社代表の鍋嶋氏に、事前に備えておくべき大切なポイントについてお話を伺いました。

「エンディングノート」という言葉は、多くの場合“終活”を連想させますが、本来は、これから的人生を自分らしく、そして安心して生きるために“未来の設計図”です。特にLGBTQ当事者やそのパートナーにとって、自分の思いや希望を言葉にして残しておくことは、とても大きな意味を持ちます。現状では、日本では同性カップルは法律上の家族とは認められていません。そのため、たとえ長い年月を共に過ごしたパートナーであっても、医療現場での治療方針の決定や財産の相続といった重要な場面で、「他人」と見なされてしまう可能性があります。エンディングノートには、緊急時に連絡を取りたい相手の氏名や連絡先、医療や介護に関する希望、持病や服薬中の薬の情報、さらに所有している銀行口座など、日常生活に関わる大切な情報を整理して記入しておくことが大切です。

パートナーがない場合でも、もしもの時に誰に情報を託すのか、誰に連絡してほしいのかをあらかじめ考えておくことが、安心につながります。

備えは“死”を意識するためのものではなく、安心して生きるための一歩です。元気なうちから少しづつ準備を進め、自分らしい人生を大切な人と歩んでほしいと思います。

「自分がいなくなったら、この財産はどうなるのだろう…」そう考えたことはありますか？

つい後回しにしてしまいがちですが、亡くなれば単身者であっても相続は発生します。相続人がいない場合でも、その財産を社会や大切な人のために活かす方法があります。法的に婚姻関係のない同性パートナーがいる場合、そのままでは財産を引き継げないことがあります。だからこそ、「自分の財産をどうするか」を早めに考え、準備しておくことが大切です。

### 01 法定相続人を把握する

自分の相続人が誰になるのかを確認します。民法で定められている法定相続人は、配偶者・子・直系尊属（親や祖父母）・兄弟姉妹です。同性パートナーは法律上の相続人には含まれません。遺留分（法定相続人の権利）を計算し忘れたまま遺言書を書くと、トラブルが起こる可能性があります。「パートナーに遺したい財産」と「法律上の相続人の取り分」のバランスを、きちんと計算しながら遺言書を作りましょう。

### 02 遺贈を検討する

婚姻ができない、単身世帯で相続人がいないなどの理由があり、財産をパートナーや第三者に譲りたい場合は、遺言で「遺贈」や「遺贈寄付」を指示することで実現できます。相続人がいない場合、最終的には財産が国庫、すなわち国になります。それ自体は問題ありませんが、「お世話になった人に渡したい」「寄付したい」といった意思がある場合は、事前に手続きをしておく必要があります。生前に寄付先や使い道を決めておくことで、自分の価値観に沿った社会貢献につなげられます。

### 03 遺言書を書く

遺言書とは、遺言者（遺言書を書く人）の死後に財産をどう分けるのかの意思を示した書面のことです。自分の財産を誰にどのように渡すかを明確にできます。同性パートナーは現行法では法定相続人ではないため（自治体のパートナーシップ・ファミリーシップ制度にも相続権はありません）、遺言で「遺贈」することを指定することが必須です。

遺言書には、a.自筆証書遺言、b.公正証書遺言、c.秘密証書遺言の3種類があります。秘密証書遺言はあまり利用されないので、本冊子ではa.自筆証書遺言とb.公正証書遺言について解説します。

#### a.自筆証書遺言：自筆で作成する遺言書

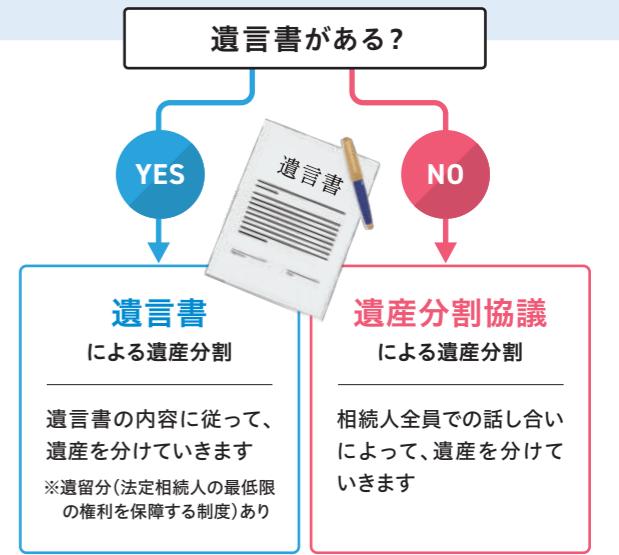
**長所：**費用がかからず、いつでも手軽に作成・修正ができる  
**短所：**書き方の不備で無効になるリスクがある、相続開始後に家庭裁判所で「検認」手続きが必要

自筆遺言書の書き方や保管の仕方は政府広報オンラインに詳細が掲載されています。

<https://www.gov-online.go.jp/article/202009/entry-7835.html>

#### b.公正証書遺言：公正証書として公証人が作成する遺言書

**長所：**公証人が作成するため無効になるリスクが少ない  
**短所：**手続きの手間と費用がかかる



※「遺言者にとってベストな遺言書」であることが重要

一般的には公正証書遺言がおすすめですが、大切なのは、遺言者の死後に本人の望むとおりに相続が行われる遺言書を作ることです。遺言書が自分の希望を正しく表現できているか、死後に起こりうるトラブルを予測して回避できるかを確認するため、弁護士・司法書士・行政書士など専門家に相談しながら納得のいく準備を進めましょう。

## ●「入るお金」と「出るお金」を考えてみる

同性カップルは配偶者の遺族年金を受け取れない場合があるため、年金額を確認し自分の年金で生活できる計画を立てておくことが必要です。「パートナーと安心して暮らしていくのか…」「定年後や自営業の引退後、お金が足りるか心配…」とお金の動きが見えないと漠然と不安になるもの。お金の不安を解消するには、まず収入と支出を整理することが大切です。現在の自分と定年後に「入るお金（働いて得る収入・年金・資産運用益など）」と「出るお金（生活費・交際費・医療費・介護費など）」を整理することから始めましょう。同性カップルの場合は、30代でパートナーと結婚式をあげたい、おひとりさまの場合は30代で住宅購入をしたい、40代で世界一周旅行に行きたい、など、あらかじめライフイベントを考えておくと資金管理の計画が立てやすくなります。老後の不安の多くは「収支が見えないこと」にあります、見えない不安を数字で把握することで安心につなげられます。



## 不動産をふたりで購入するなら事前準備を

## ●同性カップルも住宅購入は可能

住宅業界では、多様な性を前提としたサービスが広がっています。以前はローン申込みに「配偶者（法律婚）」が条件とされ、同性カップルはペアローンが組みにくい状況でした。しかし現在では、パートナーシップ・ファミリーシップ証明書や公正証書（パートナーシップ合意契約・任意後見契約）を条件にペアローンを組めるケースが増え、住まい探しの選択肢が広がっています。

## ●名義の持ち方でトラブルになることも

住宅購入時には名義の持ち方が非常に重要です。同性カップルには法律婚がないため、自動的な相続は発生しません。そのため多くの場合「共有名義」にしますが、注意点があります。共有名義に「持分割合」を設定する必要があります。例えば、購入費用を折半すれば持分は50:50となります。年収や負担割合が違えば40:60などの設定も可能です。問題は、関係が悪化した場合やどちらかが亡くなった場合です。

### 別れた場合

持分を売却するか、どちらかが相手の持分を買い取る必要があります。  
話し合いが難航すると売却まで時間がかかることがあります。

### 死亡した場合

亡くなった人の持分は法定相続人に渡ります。  
パートナーは相続人ではないため、相続人が売却を求めるとき住宅に住み続けられなくなる可能性があります。

## ●ふたりの関係が変わったとき、住まいはどうなる？

住宅は長期的な資産です。購入時には仲が良くても、将来における関係性の変化やライフイベントを想定しておくことが重要です。「同居解消時の取り決め書」を作成しておくとスムーズに対応でき、売却やローン残債処理についても書面でルールを決めておくことで、感情的な対立を避けられます。どちらかが亡くなった場合は、遺言書と生命保険を活用するのが有効です。遺言書があればパートナーへの相続が可能になり、生命保険の死亡保険金は受取人指定によりパートナーが受けとることができます。さらに、「死後事務委任契約」を結んでおくと、葬儀や死亡届などの手続きをパートナーが行えるようになります。

※同性パートナーを受取人とする生命保険は、税法で定められた受取人の親族の要件を満たさないため、遺贈とみなされ、相続税の非課税枠は適用されません。

## これからの暮らしに備える5つのヒント

少子高齢化や多様な生き方の広がりとともに、老後の暮らしの形は多様化しています。同性婚が法律で認められていない日本では、同性カップルへの法的保護は薄く、金銭面・住まい・医療・相続などにおいて特有の課題に直面しやすくなっています。そこで、今から備えておきたい5つのヒントを紹介します。

### 01 暮らしとお金を整える

収入や固定費（家賃・光熱費・保険料）、変動費（食費・娯楽費）を整理して年間支出を“見える化”し、公的年金だけに頼らず企業年金や個人型確定拠出年金（iDeCo）、つみたてNISAなども組み合わせて将来資金を準備しておくことが安心につながります。

- ポイント**
- 生活予備費：生活費の3～6か月分を目安に、緊急時に使える資金を確保する
  - 老後資金：年金見込額を確認し、不足分は積立や投資信託などで補う
  - 保険の見直し：医療保険・介護保険の加入状況を点検、受取人をパートナーにできる生命保険を検討する

### 02 働き方と収入の選択肢を考える

長寿化に伴い、定年後も働き続ける人が増えています。無理のない働き方を早めに見つけておくことは、経済的自立と生活の充実につながります。特に同性カップルや単身者は、病気や介護で一時的に働けなくなった場合に収入が途絶えやすいため、就業不能保険や短期的な生活資金の確保も検討しておくことが重要です。

- ポイント**
- 高齢期も続けやすい仕事（在宅ワーク、短時間勤務、専門スキル活用型）を今から経験しておく
  - 資格取得やスキルアップで選択肢を広げる
  - フリーランスや副業も含め、収入源を複線化してリスクを分散する

### 03 健康と介護のそなえ

元気なうちにから健康維持・介護予防に取り組むことで、医療費や介護費の負担を減らせます。同性カップルや親族のいない単身者でも、任意後見契約で信頼できる人を後見人に指定しておくことで、財産管理や介護契約の代行が可能になります。

- ポイント**
- 定期的な健康診断と歯科検診
  - 運動習慣（ウォーキング、筋トレ、ヨガ等）で体力維持
  - 栄養バランスを意識した食生活

### 04 住まいと暮らし方の工夫

暮らしの基盤である住まいは、将来のライフステージを見据えて考えましょう。

- ポイント**
- UR賃貸住宅のハウスシェアリング制度の活用
  - バリアフリー住宅への住み替え
  - 一人暮らし不安な場合は、シェアハウスや老人ホームなど多様な住環境への住み替え
  - カップルで住宅購入する場合は、共有名義・ローン契約の種類、相続時の対策（遺言・保険）の事前準備

### 05 人とのつながりと法的備え

社会的なつながりや法的な準備は、いざという時の生活の支えになります。また、地域のLGBT支援団体や行政の相談窓口、ボランティア活動などを通じて人間関係を築いておくことも、精神的な支えとなります。

- ポイント**
- 一人暮らしの高齢者を支援する、安心見守りサービスを活用する
  - パートナーや信頼できる人と、医療や葬儀、財産の希望を事前に話し合う
  - 遺言書で財産の行き先を指定し、死後事務委任契約で葬儀や役所手続きを託す
  - 尊厳死宣言書で延命治療に関する意思を示す

病気やケガ、収入減など予期せぬ出来事が訪れても、家族や配偶者の有無に関係なく公的支援制度を利用する権利があります。社会保障制度の存在を知り、いざというときに使える準備をしておきましょう。

## 制度を使うためのポイント

### 早めの相談を

「条件に当てはまらないかも…」と思っても、実際には利用できる場合があります。まずは市区町村の福祉窓口や社会福祉協議会に相談しましょう。

### パートナーの関係証明が不要な場合も

多くの制度は婚姻の有無を問わないため、パートナーの関係証明がなくても利用できます。

## パートナーと利用を検討できる制度

※世帯単位で判断されることがある制度

### ○生活福祉資金貸付制度

低所得世帯や障害者世帯、高齢者世帯が、生活費・医療費・就職準備金などを無利子または低利で借りられる制度です。連帯保証人がいれば無利子、いない場合は年1.5%程度借りることができます。たとえば引っ越し費用や一時的な収入減の補填にも利用できます。社会福祉協議会が窓口で、条件によっては返済猶予や免除も可能です。単身者や同性カップル世帯でも条件を満たせば利用できることがあります。

### ○生活困窮者自立支援制度

失業や収入減で生活が不安定な人に、生活再建のための相談・就労支援・家計管理指導などを行う制度です。「住居確保給付金」は、家賃相当額を原則3か月支給し、住まいを失わないようサポートします。家族構成に関係なく、単身者や同性カップルも対象です。自治体の自立相談支援機関で相談することができます。

### ○生活保護

生活に困窮する方に対し、国が生活費・住宅費・医療費などを支給します。申請は福祉事務所で行い、支給額は収入や世帯構成により決まります。制度は「同じ住居で生計を共にしているか」を基準に世帯認定するため、性別や婚姻の有無は関係ありません。同性カップルも生活保護は申請可能です。世帯としての収入になるため、生活保護の受給を検討する場合は2人での申請が必要です。申請時に「同棲しているパートナーがいること」を伝えたり、パートナーの関係証明を掲示すると、支援内容がスムーズになります。公務員には守秘義務があり、セクシュアリティなどの個人情報が同意なく外部に漏れることはできません。

## 原則として個人で利用できる制度

### ○高額療養費制度

医療費が高額になったとき、自己負担額を年齢・所得に応じた上限までに抑える制度です。1か月ごとの医療機関ごとの窓口負担が限度額を超えた場合、その超過分が払い戻されます。たとえば入院や手術で医療費が100万円かかるても、年齢や所得に応じた上限（例：年収約370万円で約87,430円）を超える分は戻ってきます。事前に「限度額適用認定証」を取得すれば、窓口での支払い 자체を減らせます。ご自身が加入されている医療保険者にお問い合わせください。

### ○傷病手当金

会社員や公務員などの被保険者が、病気やケガで仕事を休み、給与が支払われない場合に支給されます。金額はおおむね休業前の給与の3分の2で、最長1年6か月間受け取ることが可能で、パートナーの収入や家族構成に関係なく個人単位で申請できる制度です。フリーランスや国民健康保険の加入者は対象外ですが、就業不能保険（病気やケガで働けなくなった際に収入を補う民間保険）など民間の保障で補う方法もあります。

### ○自立支援医療制度

長期にわたる治療が必要な精神疾患や重度障害のある人が、通院医療費を原則1割に軽減できる制度です。対象には薬代や訪問看護なども含まれ、所得に応じて月額の負担上限も設定されます。申請は市区町村窓口で、医師の診断書が必要です。

同性カップルや単身世帯にとって、「誰に葬儀をしてほしいか」「どんな形で見送りたいか」は大切なテーマです。法律上の配偶者や親族がない場合、自分の希望を反映させるには事前の準備が欠かせません。準備しておけば、大切な人に安心して自分らしい見送りをお願いできます。ここでは、自分の希望を形にするための3つの方法を紹介します。

## 01 誰に送ってほしいかを伝える —「祭祀主宰者指定書」の作成 —

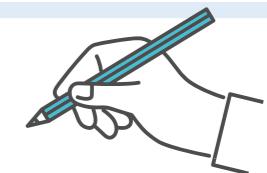
葬儀やお墓の管理、遺骨の行き先を決める権利を持つ人を「祭祀主宰者」といいます。原則として家族や親族が優先されますが、必ずしもそうとは限りません。同性パートナーや血縁のないパートナーの場合、何も手続きをしていないと、その人が葬儀を行う権利を持てないことがあります。そこで有効なのが「祭祀主宰者指定書」です。これは「葬儀やお墓の管理をこの人にお願いする」という意思を書面にして残すもの。自筆でも作成できますが、後々のトラブル防止のために、公証役場で公正証書にしておくと信頼性が高まります。

## 02 想いを言葉で遺す —「メッセージ」の準備 —

制度的な手続きとは別に、自分の気持ちや考えを残すことも重要です。

### 例

- どんな葬儀のスタイルにしたいか（音楽葬、無宗教葬など）
- 遺影に使ってほしい写真
- 誰に参列してほしいか、知らせてほしいか
- パートナーや友人への感謝の言葉



こうした内容はエンディングノートにまとめたり、手紙として残しておくと、祭祀を行う側の心の支えになります。法的効力はありませんが、あなたの想いを形として残すことで、遺された人が迷わず行動できます。

## 03 書類の信頼性を高める

意思を残す際に、特に重要なのが遺言書と死後事務委任契約の活用です。

上記の「祭祀主宰者指定書」「遺言書」「死後事務委任契約」は、すべて公正証書として作成できます。

### 公正証書にするメリット

- 公証人が内容を確認するため、形式不備で無効になるリスクが低い
- 原本は公証役場で保管されるため、紛失や改ざんを防げる
- 裁判でも強い証拠能力を持つ

**① 誰に託したいかを決める：**パートナー、友人、専門家など信頼できる人を選びます。

**② 希望を整理する：**葬儀の形式、遺骨の行き先、参列者、財産の扱いなどを明文化します。

**③ 必要な書類を作成する：**祭祀主宰者指定書、遺言書、死後事務委任契約などを作成します。

**④ 公正証書化する：**公証役場で手続きをします。（費用は内容により数万円～）

**⑤ 関係者に知らせておく：**作った書類の存在と保管場所を託す相手に伝えます。

実際に  
準備を始める  
ステップ

歳を重ねたり、最愛のパートナーに先立たれたり、また単身で暮らしていると、「困ったとき、誰に相談すればいいのだろう…」と不安になることがあります。特に同性カップルや単身世帯では、家族に頼れない場合も少なくありません。そんなときでも、私たちの暮らしを支えてくれる制度や相談窓口は、実は身近にたくさんあります。

「頼れる人がいない」状況は大きな不安ですが、公的・民間の制度を知っておくだけでも選択肢が広がります。困ってから探すより、元気なうちに情報を集めておくことが、安心して暮らす第一歩です。ここでは、その中から代表的な3つを紹介します。



## 01 高齢期の生活全般を支える「地域包括支援センター」

地域包括支援センターは、全国の市区町村に設置されている高齢者のための総合相談窓口です。介護や健康、福祉、医療、生活の困りごと相談から、一人暮らし高齢者（単身世帯）の見守りや生活支援（買い物、配食、外出支援など）を、NPO・ボランティアと連携して幅広くサポートしてくれます。高齢者本人はもちろん、そのパートナーや友人も相談可能です。同性カップルの場合でも、利用にあたって特別な制限はありません。たとえば、介護サービスを受けるときや、家事援助を頼みたいとき、どんな制度が使えるかと一緒に調べてくれます。

「まだ元気だから関係ない」と思うかもしれません、事前に窓口を知っておくだけでも安心感が違います。



## 02 経済的困難・地域福祉を支える「社会福祉協議会」



社会福祉協議会（社協）は、地域の人たちと協力しながら福祉活動を行っている団体です。生活に困ったときの貸付制度（生活福祉資金）や、家事・買い物などを助ける生活支援サービス、地域交流イベントなど、幅広い活動をしています。特に、急な収入減や失業で家賃や生活費が払えなくなったとき、社協の貸付制度は頼れる存在です。誰でも利用可能で、返済計画や家計管理の相談にも乗ってくれます。また、地域イベントやボランティア活動を通じて、人とのつながりを作れるのも魅力です。『一般社団法人SOGIE相談・社会福祉全国協議会』のように、性的指向や性自認に関する支援を行う団体もあります。<https://sogie-j.org/>

## 03 個別の見守り・つながりを支える「民生委員」

民生委員は、地域の住民から選ばれ、生活の中で困っている人を支援するボランティアです。担当エリアごとに配置されていて、生活や健康の悩みを聞き、必要に応じて行政や福祉サービスにつないでくれます。たとえば、体調が悪くて買い物に行けないときや家で困りごとが発生したとき、民生委員は身近な相談役として動いてくれます。名前や連絡先は市区町村のホームページや役所で確認できます。



## 性の多様性を理解するために

中部地区の当事者や社会福祉関係者に、これからの暮らしへの不安や備え、医療・福祉業界に求められる知識についてお話を伺いました。

### Interview 01

### つながりが命を支える — ゲイ当事者の社会福祉士が語る、老いと介護のリアル —

社会福祉士：関口 広樹 氏

#### HIVへの理解不足が生む受け入れ拒否

介護業界では、HIVに関する知識がまだ古いままで。私の感覚では、20～30年前の知識で止まっていると感じます。本来は日常的な感染症対策をしていれば特別扱いせず受け入れられるはずですが、「怖い」という先入観が先に立っています。実際、ケアマネジャーが施設に「受け入れてほしい」と依頼しても、HIVという理由だけで断られることが少なくありません。高齢化が進む中、こうした課題はさらに顕在化していくでしょう。

#### 日頃から連絡を取り合うことが大切

LGBTQの当事者は、家族との関係が希薄になりやすく、孤立しがちです。だからこそ、用事がなくともたまに友人・知人と連絡を取り合うことが重要です。特に年賀状などアナログな方法でつながりを保つことがおすすめです。突然の入院や、もしもの時に亡くなった際、連絡先がわからず周囲が困るケースを防げます。

#### 将来に備えて後見制度を検討

年齢を重ねると認知症などで判断力が低下する可能性があります。早めに成年後見制度を検討しましょう。成年後見制度の仕組みの一つである任意後見制度は元気なうちに信頼できる人を自分で選び、契約や財産管理を託せる仕組みです。法定後見制度は、判断能力が低下してから家庭裁判所が後見人を選任します。

元気なうちに話し合い、ひとりで抱え込みず、信頼できる人にサポートをお願いしておくことが、安心して自分らしく暮らすことにつながります。

### Interview 02

### 62歳で始めたホルモン治療 — 自分らしく受診できる医療を願って —

支援団体「春日井虹色さぼてん」：小嶋 小百合 氏

私は62歳で初めてホルモン治療を始めました。最初に健康診断を受けた病院では、トランスジェンダーである私への対応が難しいと言われ、とても不安な気持ちになりました。しかし、別の病院ではしっかり話を聞いてくれ、更衣室などを配慮してくださいました。また、市役所のがん健診では相談した結果、乳がん検診と前立腺がん検診の両方の案内を毎年送ってもらえるようになりました。こうした理解ある行政や病院が確かに存在することを知り、安心できました。

トランスジェンダーの方の中には、体を見られる不安から病院に行くこと自体をためらってしまう人もいます。ただ、がんなどの病気は早期発見・早期治療が命を守ることにつながります。だからこそ、まずは一歩踏み出して、相談してみてほしいと思います。同時に、医療現場には性の多様性への理解がもっと必要です。

私たちが安心して受診できるよう、医療者一人ひとりが正しい知識を持ち、配慮ある対応をしてくれる社会になってほしいと願っています。理解の輪が広がることで、誰もが自分らしく健康を守れる未来が近づくと信じています。

医療や介護の現場では、患者さんや利用者さんが安心して過ごせるようにすることが何よりも大切です。特に同性カップルや単身者の方は、従来の「家族前提」の対応では不安を感じることもあります。

多様な性を尊重する医療・介護現場は、特別な設備や多くの費用を必要とするものではありません。日々の小さな工夫や配慮の積み重ねが、本人にとって大きな安心につながります。

## ○コミュニケーションの工夫

言葉づかいや会話の中で、無意識の偏見や決めつけが入り込むことがあります。例えば「奥さんは?」「彼氏は?」など異性パートナーを前提とした質問は避ける方がよいでしょう。細やかな姿勢は、患者/利用者と現場スタッフとの信頼関係を深める土台になります。

工夫例

- 「パートナーはいますか?」など、中立的な言葉を使う
- 本人が使っている呼び名や代名詞を尊重する
- 相手が話したくないことは無理に聞かない



## ○性別確認の仕方・保険証の扱い方と呼び方の配慮

保険証には戸籍上の性別や本名が記載されています。保険証の情報と現在の生活を送る性別が異なる場合、本人確認の過程でストレスを感じるケースがあります。

受付や確認の際に「性別が違いますけど?」と大きな声で伝えるのは避けましょう。

以下のような対応により、必要な確認を行いながら不要な衝突や不安を避けられ、受付時の緊張感やストレスが大きく減ります。

工夫例

- 確認は声を低くし、周囲に聞こえないよう配慮する
- 本人に小声で「保険証のお名前とご希望のお呼び名、どちらでお呼びしますか?」と確認する
- システムに「呼び名」「敬称」欄を設ける

また、アウティング(本人の承諾なく、性的少数者の性的指向・性自認を暴露すること)につながらないよう、職員向けの研修をあわせて実施することも重要です。

## ○診察室への呼び方

### フルネームを大きく呼ばない配慮

待合室で名前を呼ぶとき、本名や戸籍上の性別によっては、周囲に知られたくない情報が含まれる場合があります。例えば、トランスジェンダーの方が戸籍上と異なる名前で生活している場合、待合室でフルネームを大きな声で呼ばれることで、アウティングが生じる可能性があります。工夫をすることで、プライバシーを守りつつ、呼びかけの安心感を確保できます。

工夫例

- 苗字だけ呼ぶ(例:「佐藤さん」)
- 番号呼出しや電光掲示板に番号を記載する
- 「呼び名カード」を導入し、受付時に本人希望を確認する



## ○問診の仕方

問診票や面談の際、性別や家族構成の質問が、無意識のうちに「男女二択」「結婚しているかどうか」などに固定されてしまうことがあります。下記のように、答える側が「自分の存在を否定されていない」と感じられる設問作りが大切です。



工夫例

- 性別欄は「男性/女性/その他(自由記入)」とするなど、包括的な問い合わせにする
- 家族欄は「配偶者」「パートナー」「同居人」など自由記入できるようにし、多様な生活形態を尊重する設計にする
- セクシュアリティや性別の詳細を必要がない限り聞かない
- 性別や家族・同居者の有無などを尋ねるときは、どういう理由で、何が知りたいポイントなのかの説明を添えて答えやすいようにする(健康保険証に記載されている性別を知りたいのか、生物学的な性別を知りたいのか/死亡の危険があり相続にかかる法律上の家族について知りたいのか、本人が自宅で重体になったときにすぐに気づいてくれる人がいるかどうかを知りたいのか、など)

## ○HIV(ヒト免疫不全ウィルス)について

HIVはウィルスの名前です。体内で増えると免疫が低下し、特定の疾患が発症した状態をエイズといいます。現在は服薬でウイルスを抑えエイズ発症も防げます。日常生活では感染せず、咳やくしゃみ、汗、食器やお風呂の共有、蚊やダニでも感染しません。感染者は医療費助成や福祉制度を利用でき、生活支援も受けられます。

工夫例

- HIVの感染経路や正しい情報を学ぶ研修を実施する
- 事前に治療内容や薬の種類を確認する
- 守秘義務を徹底する



## ○ホルモン治療について

トランスジェンダーの方の中には、ホルモン治療を継続している人もいます。入院や施設利用の際、その治療が止まると体調やメンタルに大きく影響することがあります。ホルモン治療は単なる美容目的ではなく、本人の健康維持や生活の質を保つための重要な医療行為です。

工夫例

- 事前にホルモン治療の内容や薬の種類を確認する
- 院内薬局で対応できない場合は、ホルモンの本人持参を許可する
- 担当医と連携し、ホルモン治療を途切れさせないよう調整する



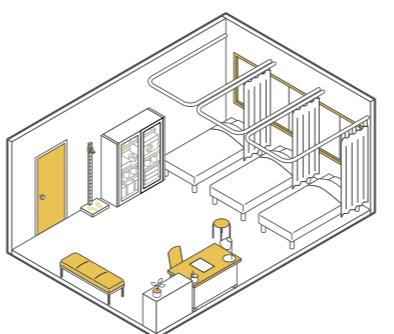
## ○入院・施設入所時の居室配慮

入院や施設入所では、同性または異性との同室になる場合があります。トランスジェンダー・ノンバイナリーの方にとって、性別で区切られた部屋割りは大きなストレスになることもあります。

また、同性カップルの場合「親族でないと同室不可」という規則がある病院や介護施設もありますが、事前に承諾書や同意書を整えることで対応できるケースもあります。

工夫例

- 事前に本人の希望を聞く
- 個室を案内する(費用面で難しい場合は事情に応じて相談)
- パートナーと同室を希望する場合は、柔軟に検討する



## “もしも”の時どうなる? 専門家に聞くLGBTQと医療の話

性の多様性がどのように医療で扱われているのか、愛知県がんセンター名誉総長・大野竜三氏にお話を聞きました。

### ●医療現場で守られている差別禁止のルール

現在わが国の医療者は、患者を国籍、民族、人種、信条、宗教、年齢、性別、性自認、性的指向、社会的地位、経済的状態、ライフスタイル、健康問題の性質などによって差別的に扱ってはならないことを、学生時代や卒後研修時に教えられているのが普通である。

#### 「家族等」には同性パートナーも含まれる

そして、いわゆる「個人情報保護法」の施行後に厚生労働省が出した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」(平成29年、令和7年一部改正)においては、「本人以外の者に病状説明を行う場合は、本人に対し、あらかじめ病状説明を行う家族等の対象者を確認し、同意を得ることが望ましい。この際、本人から申出がある場合には、治療の実施等に支障を生じない範囲において、現実に患者(利用者)の世話をしている親族及びこれに準ずる者を説明を行う対象に加えたり、説明を行う対象を家族の特定の人に限定するなどの取扱いをすることができる」と書かれており、医療・介護者はこのガイドラインに従って、患者の個人情報を守り、家族、親族及びこれに準ずる者に患者情報を提供している。

加えて、厚生労働省の「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン(平成19年、平成30年改訂)」においても、「本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、家族等の信頼できる者も含めて、本人との話し合いが繰り返し行われることが重要である。この話し合いに先立ち、本人は特定の家族等を自らの意思を推定する者として前もって定めておくことも重要である」と書かれている。そして、注12において、「家族等とは、今後、単身世帯が増えることも想定し、本人が信頼を寄せ、人生の最終段階の本人を支える存在であるという趣旨ですから、法的な意味での親族関係のみを意味せず、より広い範囲の人(親しい友人等)を含みますし、複数人存在することも考えられます(このガイドラインの他の箇所で使われている意味も同様です)。」と書かれていることに従い、家族等の「等」の意味するところを医療・介護者は理解している。

したがって、厚生労働省が監督する日本の医療・介護施設においては、個人情報は本人のものであり、本人の同意なしには他者に情報提供をすべきではないとしているが、他方で、本人の申し出がある場合には、家族等に情報提供をしてもよく、医療・ケアの決定に参加させてもよいとしている。今般、意見を求められたのは、性的少数者の方から、医療現場において、「同性パートナーが家族として認められるのか」という不安の声が寄せられているからとのことであるが、上に述べたように、本人に判断能力がありハッキリした申し出がある場合においては、情報提供という点はそのような事態は起きにくいと思われる。

#### 本人が意思を伝えられないときに備える

問題は、高齢や病状悪化や事故などのため、本人が自らの意思を十分に伝えられない状態になった場合に、医療・介護側がどう対応するかである。従って、そのような場合に備え、当事者はあらかじめ、自らの個人情報を同性パートナーに提供してもよいことや、医療・ケアの判断をまかせてもよいことを明記した文書を作り、自署と捺印して残しておくのがよいであろう。そのような書類が存在していれば、医療・介護側は、本人の申し出があるものと判断してくれるであろう。なお、あらかじめ、本人が、このような文書があることを主治医や介護担当者に見せ、同性パートナーを家族等として認めてくれるよう依頼しておくのがよいであろう。

#### 安心できる病院・施設を選ぶ

本人が自らの意思を十分に伝えられない状態であり、かつ、このような書類がない場合には、同性パートナーが家族等として認められるか否かは不確実である。しかしながら、公益財団法人・日本医療機能評価機構の認定病院・療養施設であれば、そのような場合にはどう対処するのかが既に審査されており、ほぼ間違いなく認めてくれると思われる。したがって、同性パートナーを家族等として認めてくれるかどうか不安がある場合には、医療・ケアを受けるに際して、第三者機関の評価を受けており信頼のおける病院・療養施設である、医療機能評価機構の認定を受けた病院・施設を選ぶようにするのがよいであろう。

愛知県がんセンター名誉総長 大野竜三氏



### Interview 01 インタビュー

## “最期のとき”に家族と認められない。 弔いの壁に直面すること

性の多様性に寄り添い、安心して相談できる場を提供する愛知県愛西市の大法寺・長谷雄蓮華氏にお話を伺いました。

#### 葬儀で直面する壁

これまで多くの方々の旅立ちを見送ってきましたが、特にLGBTQ当事者やパートナーの葬儀では、制度や社会の理解が十分でない現実に直面します。

同性カップルは法律上「家族」と認められないため、長年寄り添ったパートナーでも「親族ではない」とされ、参列や喪主になれないことがあります。実際、最も支えてきた人が最後のお別れに立ち会えず、深い悲しみを抱えたまま葬儀が進んだケースもありました。

お墓にも「苗字が違うと一緒に入れない」「親族でないと契約できない」という慣習の壁があります。特にトランスジェンダーの方は、戒名が性自認と異なる形で付けられる不安も抱えています。

私は毎月「0」「5」のつく日(5、10、15、20、25、30日)に「いのちの相談会」を開き、葬儀やお墓の悩みを気軽に話せる場をつくりています。LGBTQ当事者からは「親との関係が悪く、もしもの時に誰に連絡すべきかわからない」「パートナーを親族として認めてもらえないのでは」という声が寄せられます。また、お寺に掲げたレインボーフラッグを見て訪れる方もいます。中には、それをきっかけにお墓を求める方もおり、性の多様性への理解を“見える化”する重要性を感じています。

#### 安心して旅立つために

大法寺では、苗字が違っても、同性パートナーや友人同士で一緒にに入るお墓を用意し、戒名も希望や性自認に合わせて選べます。近年は「家族」という形にとらわれず、信頼できる人と共に眠りたいという声が増えています。もしもの時に混乱を防ぐには、元気なうちからお寺や葬儀社に相談し、自分の希望を形にしておくことが大切です。誰に知らせてほしいか、どのように見送られたいかを遺言書などで記しておけば、法律上「家族」でないパートナーの意思も尊重されます。

準備は「死」を意識するためではなく、安心して生きるための一歩です。業界全体が理解を深め、誰もが自分らしく旅立てる社会をつくることが、私たちの使命だと感じています。



大法寺 住職 長谷雄蓮華氏



### Interview 02 インタビュー

## 地元でも広がる、 LGBTQに寄り添うお別れのかたち

3年ほど前から、LGBTQに関する取り組みを始めました。葬儀社としてすべての方のお別れに関わる私たちにとって、性の多様性に関わる社会的な課題に向き合うことは大切な責任だと考えています。そこで、まずは知ることからと、外部講師を招いて研修を重ねてきました。

名古屋レインボープライドではブースを出展し、入棺体験を通じて「自分らしい人生やお別れ」について多くの来場者と一緒に考える機会にも恵まれました。

現場のサービスや言葉遣いなど、まだ課題は多くありますが、社内の働きやすい環境づくりや理解促進を進めながら、誰もが安心して自分らしくお別れできる社会を目指して取り組んでいきたいと考えています。

最期の、ありがとう。  
**TEAR**  
ティア

株式会社ティア ESG事業部  
加藤 加奈子 氏、家田 莉子 氏